



Press Statement

2012年9月24日
ダウ化工日本
広報室

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

ダウ化工株式会社（本社：品川区、代表取締役社長：スポット・ケートプラカーン）は、EPS ブロックの販売について独占禁止法に違反する行為があったとして、2012年9月24日、公正取引委員会から下記内容の排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。本件に関し、お客さまおよび関係各位に、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめている旨を取締役会で確認すること、独占禁止法の遵守についての行動指針の周知を図ること等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額： 4296 万円

3. 今後の対応

公正取引委員会から命令を受けた事実を厳粛かつ真摯に受け止め、より一層コンプライアンスを徹底し、信頼の回復に努めてまいります。

ダウ化工広報室 紀本（電話：03 5460 2201 メール：kkimoto@dow.com）